

会議の名称	平成28年度第4回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成28年10月25日(火) 午後6時30分～8時10分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎1階 第2会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 嶋田節男会長職務代理・杉本みさ子委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 東村総務部長・清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者： 臼井雅子会長・北野雄二委員・田村初恵委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<p>(1) 総務部長挨拶</p> <p>(2) 諮問書授受</p> <p>(3) 諮問審議 ・平成28年度諮問第7号 「子ども相談システム導入作業委託」(子ども・教育支援課)</p> <p>(4) 報告 ・介護扶助にかかる福祉事務所(生活福祉課)と東京都国民健康保険団体連合会との保険者ネットワークの構築 ・福利厚生保険業務において受託者が取扱う個人情報の追加 ・平成28年度第2回の審議会では出された意見に対する回答 ・平成28年1月1日～平成28年9月13日分の業務届出書の報告</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111 (内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務部長挨拶 こんばんは。まだ皆さんお揃いではございませんが、所管も控えておりますので早速ですが始めさせていただきます。本日の諮問案件は1件です。ご審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>～臼井会長、田村会長職務代理が欠席のため、出席委員の互選により本日の会長職務代理を嶋田委員に決定する～</p> <p>(2) 諮問書授受 総務部長から嶋田会長職務代理へ諮問書を手渡す。</p> <p>(3) 諮問審議</p>			

○「子ども相談システム導入作業委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び子ども・教育支援課の回答

- 委託先であるシャープビジネスソリューション株式会社（以下「シャープ」という。）をホームページ等で調べてきた。この企業は建設業、医療機器修理業、教育ソリューションをメインの仕事としている。確認だが、導入する子ども相談システム（以下「システム」という。）はシャープが開発したものなのか。  
→ その通り。
- システム導入の目的には、相談記録の正確な統計・分析を行うこともあるかと思う。システム導入後は、17名の相談員が相談当日にメモした相談内容を、受託者が受け取ってシステムに入力する形になるのか。  
→ 今回の委託内容は、システムの導入作業及び動作確認、現在エクセルで管理している相談内容のデータをシステムに移行する作業、システムにトラブル等が起きたときの保守管理業務である。したがって、システム導入後の日々の相談記録の入力は、子ども・教育支援課の17名の相談員が行う。
- そうすると、システムを市のサーバーにインストール、システムが正常に稼働するかの確認テスト、テスト終了後にエクセル管理のこれまでの相談内容をシステムに移行、障害発生時の保守管理。以上が委託内容で合っているか。  
→ その通り。
- このシステムを導入するメリットは何か。  
→ 現在はエクセルの特性上、保存可能なデータ量が限られていることと2人以上同時に入力作業ができない問題がある。相談員は17名いるのに相談記録の入力は1人ずつしかできず、入力終了までに時間がとられ相談の時間が確保できない。システム導入により作業効率を高めることができるというのが1点目である。  
2点目は、現在エクセルに保存しきれない相談記録や保護者への情報提供のために作成している資料は、全庁ファイルサーバー内に相談員がそれぞれ保存しているが、仮にその相談員が退職したり別の相談員が緊急対応しなければならないときに、保存している情報を正確に抽出できないことが課題となっている。システム導入により情報が一元化されることで、正しい情報を正確に確認することができ、17名いる相談員が同じ情報を共有することができる。
- システムの導入前後で取扱う個人情報に違いはないという理解でよいか。  
→ その通り。
- 諮問書15ページ【7、データの保存】に「データの記録媒体は10年間保存する」とあるが、受託者が保存するのか。  
→ これは万一システムトラブルがあった場合にすぐに復旧できるようにシステムのアプリケーションのデータを保存するという意味で、データには相談記録等の個人情報は含まれない。
- 諮問書12ページ契約条項中「第22条（手直し等）」に、「甲は、乙が前条の第1項の検査に合格しないときは、1回に限り日時を指定して、乙に手直しをもとめることができる。」とある。通常、合格しないときはただちに手直しをして

- もらい検査をすると思うが、なぜ回数を指定しているのか。
- システムを使用するのは子ども・教育支援課だが、システムの導入契約は情報政策課と一緒にしている。契約条項のこの点については情報政策課に確認をして報告させていただく。
  - 諮問書5ページ【5. コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無（4）】に「本システムのサーバーは情報政策課サーバー室にあり、受託者が管理する。」とあるが、情報政策課が管理するのではないのか。
  - サーバーの保管場所は情報政策課だが、サーバー自体のハード及び中のデータの保守管理は受託者が行う。
  - 現在はエクセルの記録を元に統計・分析作業を市職員が行っているが、システム導入後はそれらを自動で行えるのか。また、行えない場合は仕様を変更してできるようにしてもらおうのか。
  - 導入するシステムでは、従来よりも細分化、多角化した統計・分析ができる。この作業は子ども・教育支援課職員が行い、受託者には依頼しない。
  - 新しいシステムを導入することによるプラス面とマイナス面があるかと思う。現在想定しているマイナス面は何かあるか。
  - システムは我々が望む機能があるものを選んでいく。そのため、マイナス面はまだ見えていない。
  - システム導入後は、すべての相談員が全ケースの相談内容を見ることができる。そのことは情報を共有できるメリットがあるが、相談内容がすべて見えてしまうデメリットにもなる。
  - 相談業務は市の相談員のみで行っているため、他の相談員に見られて困る情報はないと考えている。自分の子どもの担当でない相談員に相談内容を見られたくないと思う保護者の方がいるかもしれないという点はある。
  - 管理者の観点からすると情報を一元化できるのはメリットだが、相談者の観点からするとすべて見られてしまうことは良いことなのか。相談内容が見えることによるデメリットも議論してもらいたい。
  - 子ども相談室では、0歳から18歳までの子どもに関する相談を受けているが、19歳以上は対象にならない。19歳を超えた方のデータは廃棄するのか。
  - 相談終了後から10年保存して廃棄している。
  - 一人っ子の場合はそれでいいと思うが、兄弟がいたりすると子育ての悩みに関連性がある場合もある。その場合も相談終了後から10年保存とするのか。
  - 原則1人につき終了後から10年保存で相談記録は廃棄する。兄弟がケースとなった場合、家庭状況等について上の兄弟の相談の中で把握した内容であったとしても、その時ケース化している下の兄弟に関する記録として残すこともできる。ただ、詳細な相談内容まで残すかどうかは、上の兄弟についての記録の保存期間終了時に下の兄弟のことで相談に来ている保護者に確認し決めることになるかと思う。
  - 子どもが19歳以上になったときや保護者からの相談はもうないといった場合に、システムが知らせてくれるような機能はあるのか。
  - 相談終了後やデータの消去作業は市で行う。その時期の判断は市職員がする必要はある。
  - データを消去するかの判断をシステムがサポートしてくれる機能も必要かと思う。相談のあった子どもに兄弟がいる場合は、また別の子の相談にくる可能性もあるので、手厚いサポートをするには相談記録を残した方がいい場合もある。
  - 統計・分析をすることで、過去の同様ケースでの支援効果等を現在受けている相談の解決に役立たせることもできるので、システムを上手く活用してほしい。

また、システム導入によるマイナス面を見つけた時は、きちんと把握して報告してもらいたい。

- 相談内容を匿名化してビッグデータのように統計や分析に利用することも将来あるかもしれない。その場合は、匿名化するとはいえ保護者に説明して承諾を得る必要があると思う。
- システム導入初期の動作確認はダミーデータを使用するとのことだが、ダミーデータでうまくいったので最後に実在データを用いてテストしたらエラーが出て、それでまたシステムを修正してダミーデータからテストをしてと繰り返す可能性もある。こういう狭間の時期にデータの漏えいや紛失が起こりやすい。最終動作確認用に、実在データにダミーデータを一部合わせたものを作成しておくことも必要かと思う。また、動作確認時にデータをプリントアウトするのか。
  - プリントアウトすることもある。
- そのときはダミーデータを使用するのか。
  - 実在のデータを入れた後にプリントアウトすることがあるのかも含めて作業工程を受託者に確認する。基本的には職員の立会いの下で動作確認及びプリントアウトを行う。
- 動作確認は市役所内で行うので、プリントした書類を受託者が持ち帰ることはないと思うが、書類が放置されていたりシュレッダーにかけていない等の理由から情報漏洩することが多いので、必ず立ち会うようお願いする。また、最終的な動作確認用に、実在データにダミーデータを合わせたものを作成しておくことが望ましい。ただ、データを複雑にするとミスをする可能性も高くなるので、情報政策課と相談しながら行うとよい。
- 受託者は、これまで東村山市と契約を結んだことはあるのか。
  - (情報公開係長) 契約を結んだことがあるかは把握していない。
- 近隣5市との連絡会があると聞いたことがある。初めて委託する企業であれば、そのような場で評判を聞いてみるのも手だと思う。ベネッセの事件は下請け会社に業務を丸投げしたことで発生した。市に受託者の従業員と名乗ってくる者が本当にシャープの社員か、下請け会社の社員でないか確認する必要がある。また、シャープは学力の向上業務に力をいれている企業だとホームページから印象を受けた。相談内容は学習だけではないので、その点が若干懸念する。
  - シャープの相談情報システムを導入している自治体は都内で10以上、全国で60自治体であり実績はある。
- 相談システムを販売している企業は他にもあるのか。
  - それほど多くはない。
- 紙媒体の「受付表」と「子ども相談室申込書」は、保存年限経過後に廃棄するのか。
  - その通り。
- パソコンに不具合があって修理・交換するときは、所管は立ち会うのか。
  - 情報政策課のサーバに不具合があったときは情報政策課が立ち会うが、子ども・教育支援課で使うパソコン内のシステム不具合の修理については、子ども・教育支援課職員が立ち会う。
- 故障によりパソコンを交換する時に、ハードディスク内のデータが完全に消されているかを確認するには専門知識を要すると思う。必ず情報政策課に立ち会ってもらえるのか。
  - パソコン機器のハードの管理は情報政策課なので、ハードディスクを交換するときには、情報政策課が立ち会う。

- システムを導入することにより、これまで個々の相談員が保存していた情報も含めてすべての相談内容を全相談員が見られるようになる。ただ、システム内のフォーマットがあることにより、これまで相談員が詳しく書いていた情報が割愛されてしまう懸念はないか。
- お配りしたシステム画面のハードコピーを見ていただきたい。相談者から聞き洩らしのないよう項目を作成しており、項目内のチェックの有無で相談者の状況を確認できる。相談員の経験年数は様々なので、誰が相談を受けても適切に対応できるようシステムを活用したい。
- 繰り返しになるが、システムを導入することで全相談員に相談内容が見えてしまうデメリットがある。管理者抜きで、17名の相談員に相談内容が見えることによるデメリットを議論してもらいたい。
- 市に出入りするのが下請け等でなくシャープの社員かどうかきちんと確認すること。受託者の評判を他の自治体に確認できるのであればベンチマーク（自社の課題解決のために競合他社の優れた手法を持つ企業を分析するプロセス）を行うこと。市と受託者との契約は今回が初めてなのかどうか確認すること。各相談員による相談内容が可視化されることによるデメリットを議論すること。最終的な動作確認用に実在データにダミーデータを追加した別のデータを作成するのかどうか検討すること。統計・分析をする際に、個人情報特定できないようにすること。相談のあった子どもに兄弟がいる場合、上の子の相談内容をいつまで保存するのか、線引きを考えておくこと。その他には何かあるか。
- （情報公関係長）契約条項第22条の文言を情報政策課に確認し、次回の審議会で総務課から報告する。

#### （4）報告

### ○ 介護扶助にかかる福祉事務所（生活福祉課）と東京都国民健康保険団体連合会との保険者ネットワークの構築

#### （情報公関係長）

まず「介護扶助」についてご説明すると、生活保護受給者が介護が必要な状態になってホームヘルプサービスやデイサービスなどを利用した際に、その費用を生活保護法に基づき負担する制度である。介護保険の被保険者になっている生活保護受給者であれば、費用の1割が「介護扶助」として生活保護から給付され、残り9割は介護保険で賄われる。医療保険に入っていない65歳未満の生活保護受給者の場合は、全額が介護扶助として生活保護から給付される。

これらの給付は、介護サービスを行った事業所から東京都国民健康保険団体連合会（以下「都国保連」という。）を通じて市に費用の請求（介護扶助の費用請求は生活福祉課、介護保険の費用請求は高齢介護課へ）が来て、市からまた都国保連を通じて事業所に支払をするという流れになっている。

事業所から都国保連へ費用請求が上がってきた時に、サービス利用者のうち介護扶助1割の対象は誰か、介護扶助10割は誰かという請求先の振り分けを都国保連が行う。この振り分けやその後の費用請求に使うために、これまで生活福祉課から都国保連へ、介護扶助の対象者情報や請求に関する資料などを普通郵便で送っていた。この生活福祉課と都国保連間の情報のやりとりの方法を、29年度からVPN回線を使った伝送に変更するというのが今回のご報告である。

使用する回線は26年から稼働している介護・障害一拠点集約化システムの

もので、保険者ネットワークというVPN回線を使って市と都国保連間をつなぎ、個人情報の伝送を行っている。これについては26年8月に審議会にご報告した。資料のシステム・ネットワーク全体概要図のうち左側の「保険者等」が市になる。

「3 実施について」の「(1) 都国保連と繋がるVPN回線へ接続するための工事を行う」のとおり、すでに高齢介護課・障害支援課まで保険者ネットワークのVPN回線がひかれているのでこれに接続するためのLANケーブルを生活福祉課まで延長する工事を行い、生活福祉課に伝送用の専用端末機を1台設置する予定である。費用は都国保連が負担する。

都国保連に委託している介護保険費用の審査支払業務に必要なため、都国保連と高齢介護課がネットワークで繋がり個人情報のやり取りを始めたのは15年からである。この時に審議会に諮問し可の答申をいただいている。当時はISDN回線だったが、26年からメイン回線がフレッツ光、バックアップ回線がフレッツADSLになった。最初の回線導入時に諮問済であることから、今回は報告とさせていただいた。

最後にセキュリティについてだが、伝送には都国保連開発の専用通信ソフトを使い、データはAES方式という高度な暗号化方式により暗号化して送られている。

- 生活福祉課から都国保連へ介護扶助の対象者情報や請求に関する資料等を普通郵便で送っていたとのことだが、この資料で保険者ネットワークにつながっている後期高齢者医療広域連合や国保担当部署なども資料等を普通郵便で送っているのか。
- 保険者ネットワークには国保や介護など複数部署がつながっているが、それぞれ担当業務のシステムにしか入れないように制限がかけられている。例えば国保の担当者は介護の情報は見られない仕組みになっている。(補足：保険者ネットワークに既につながっている部署は、原則、郵便ではなくネットワークをつかって都国保連と情報のやり取りをしている。)
- 福祉事務所というのは社協などの社会福祉法人等を指すのか。
- 市の福祉関係の部署を指す。
- そうすると資料のシステム・ネットワーク全体概要図の「保険者等」の項目に、福祉事務所が新たに追加されるイメージか。
- その通り。

## ○ 福利厚生保険業務において受託者が取扱う個人情報の追加

(情報公開係長)

1月から番号法に基づく個人番号の利用が開始となり、各種保険会社が税務署に提出する「死亡保険金や年金の支払調書」や、財形貯蓄を採用している事業主が金融機関等を通じて税務署に提出する各種非課税申告書等に、個人番号の記載が義務付けられた。

人事課では、職員の給与から保険料、財形貯蓄料の控除等を行う事務や、職員向け団体保険である個人年金や生命保険の募集や脱退手続、保険料の請求等の事務を、23年度から民間業者へ委託している。この「福祉厚生保険業務」の現在の受託者は株式会社ムサシである。

委託に当たっては23年2月に審議会に諮問し、可の答申を頂いている。保険等の加入者本人が人事課を通じて保険会社等に出す書類の一部に、番号法の定め

により個人番号が記入されるようになったことから、受託者が取扱う個人情報に、「職員の個人番号」が追加となったというのが今回のご報告である。

受託者から1名の従事者が人事課福利厚生係の事務室内に来ていて、平日午前9時から午後4時までの間、受託業務を行っている。個人番号の取扱いは、この時間中に保険等の加入者である市職員から、保険や財形貯蓄に関する個人番号が記載された書類が提出されたときに、それを受領して、コピーはとらずに各種保険会社、金融機関等に当該書類の原本を郵送するというものである。受託業務には、もともと市の人事給与システムへのデータ取込・入力作業があるが、「個人番号」のシステムへの取込・入力・閲覧は受託業務に含めていない。受託者が取扱う特定個人情報は紙の書類のみである。

契約に当たっては、委託仕様書のほか総務課で作成した「特定個人情報を取扱う場合用の特約条項」を契約書に付加し、情報セキュリティ合意書を取り交わしている。特定個人情報用の特約条項は、通常の特約条項よりも取扱いを厳しく定めている。例えば、第3条の2で「甲（市）は委託に当たり受託者に渡す情報のうち、どれが特定個人情報にあたるのかを乙（受託者）に書面で示すこと」と規定しているが、これは様々な書類を受託者に渡す中で、これが特定個人情報に当たるので取扱いに気を付けてください、と事前に示すようにするということである。

第8条第3項では「乙の従事者のうち特定個人情報を取扱う者を選任して明確にしておくこと」と規定している。これは複数の従事者がいたとしても、特定の人のだけが特定個人情報を取扱うよう明確にしてもらうための規定である。

第9条第2項では「乙は受託業務従事者に対し秘密保持に関する誓約書の提出を求めるなど、個人情報の秘密保持のために必要と認められる措置を講ずるものとする」と規定している。通常個人情報を取扱う委託業務でも、秘密保持に関する誓約書の提出を受託者にお願いすることが多いが、通常個人情報の特約条項にはその旨を明記していない。特定個人情報を取扱う場合の特約条項には明記したものである。以上が取扱いを厳しくした主な点である。

- 受託者が個人番号を取扱うことについて、労働組合から何か意見はあったのか。  
→ 特に反対意見はでていない。

## ○ 平成28年度第2回審議会に出された意見に対する回答（総務課）

< 諮問第3号（保険年金課） >

- 個人情報保護施策の先進自治体である横浜市や三鷹市で糖尿病性腎症重症化予防事業を行っていた場合に、医師会が個人情報を取扱うことをどのように市民に説明しているのか、その方法を確認して参考にしてはどうか。

(情報公開係長)

- ⇒ 確認したところ、三鷹市はこの事業をまだやっていない。横浜市は当市とほぼ同様の内容で既に委託していた。

まず「重症化予防プログラム」の参加案内の送付や電話での参加勧奨を受託者の民間事業者が行う。医師会に加盟している医療機関の医師は、自分のところにきている患者に本人の体の状態を説明して、本人が「重症化予防プログラム」への参加を希望したら「生活指導内容の確認書」を書いて渡す。受託者は確認書に書かれた内容を見て、対象者に合った支援計画を作り保健指導を行う。医師会は、加盟医療機関に本事業に対する協力を要請し、書類の取りまとめ等を行うという流れである。

医師会が個人情報を扱うことについては、特に市民に説明はしていないとのこ

とであった。この糖尿病性腎症重症化予防事業は、全国的に糖尿病患者の増加が課題となっていることから、28年3月に厚生労働省と日本医師会、糖尿病の専門医の集まりである日本糖尿病対策推進会議が三者の連携協定を結んで促進している事業であるため、医師会の関わりについて市は疑問を持ったことはなく、特に市民には周知していないとの回答であった。

市民から医師会が個人情報を取扱うことについて、意見や苦情を受けたことは無いとのこと。

<諮問第4号 (市民相談・交流課) >

- 受託者が調査票の発送部数と返送部数を市に報告する際に、単に総合計数のみ報告するのではなく、調査票の言語別に何枚発送して何枚返送されたのかという内訳もきちんと数を確認して市に報告するようお願いしてもらいたい。また、調査に協力していただいた方に調査結果が行き渡るよう市報等で周知してもらいたい。

(情報公開主事)

⇒ 調査票の発送及び返送部数については、言語別に報告するよう受託者に指示する。なお、調査票の返送先は市民相談・交流課となるので、市民から返送された時点においても調査票の枚数を確認し、記録簿にて管理する。調査結果は市のホームページ等で公表する。

## ○ 平成28年1月1日～平成28年9月13日分の業務届出書の報告

(情報公開主事)

「個人情報に係る業務届出報告書」をご覧いただきたい。28年1月から9月13日までに市長に届け出のあったもので、業務開始が1件、変更が4件である。

まず、新たに開始する業務は、健康増進課の「胃がんリスク検診業務」である。これは今年の8月に当審議会に諮問した事業で、ピロリ菌抗体検査等を行い、胃がんになりやすい状態かを調べる胃がんリスク検診を委託で開始したものである。

変更する業務は、課税課の「個人住民税賦課事務」「軽自動車税賦課事務」「固定資産税課税事務」「固定資産税・都市計画税、特別土地保有税賦課事務」の4件である。いずれも、28年1月1日に番号法に基づく個人番号の利用が開始となったことにより、住民の個人番号を取扱うことから記録項目に追加をしている。併せて、前回の届出から10年以上経過していることから、届出書や個人情報目録の内容の見直しを行い、記録項目内の追加及び廃止等をしている。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。